

第12回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日時】平成28年4月25日（月）13時30分開会

【委員】溝口委員長、南出副委員長、池辺委員、中谷委員、野田委員、森下委員、貫野議長、林副議長

【職員】櫻井事務局長、里見事務局次長、近藤事務局次長補佐、日出山議事調査係長

1 議会施設の活用について

- ・泉大津市議会委員会室及び本会議場の貸出しに関する要領について
 - 第4条2：主管部長は教育部長を指す⇒不必要ではないか
 - 第4条：使用日の3か月前を1か月前にした方がよいのでは
 - 修正箇所：貸出時間を午前9時から午後5時まで
 - 第3条：貸出日は開庁日であることが明確に理解できる表現を
 - 7条6：但し書きを追加して、延長の必要性を認める文言を
 - 会議の閲覧が可能かどうかを確認できる表記を追加する
 - 会派に持ち帰り、次回に内容決定する

2 既存施設でのテレビを活用しての中継について

- ・施設福祉センターでの調査について：2階フロアのテレビは使えない
 - 2階の休憩室のテレビ利用は可能だが、パソコンもネット環境もない
 - 現状での実現は不可能である
- ・テクスピアはどうか
 - 次回までに環境調査を実施する
- ・議会PRのCM作成をしてはどうか
 - 検討していく

3 委員会や特別委員会でのネット中継について

- ・試行した動画では、窓の光で画像が分かりにくい
 - 事務局で画面に映る明るさを調整して画像が鮮明になるよう研究する

4 議会改革検討協議会の会議録要点筆記のHPへの掲載について

- 1：委員が会議録要点筆記を確認する。
 - 2：委員長が会議録を最終確認する。
 - 3：HPに掲載。
- これらの手続きを議運に報告し了承を得る。
- ・決定事項でないものがあるので決定事項だけ載せてはどうか
 - ・議事録なの検討内容を載せてもいいのではないか

5 議会BCP（災害時対応）について

- ・先進地への視察を検討
- ・具体的な提案のたたき台を委員長が作成する。

6 その他

- ・HP上、行間が広くなったアンケートフォームを確認する。
アンケートフォーム確定。
- ・意見、問い合わせに対する対応マニュアルを作成する。
次回案を作成して提案する
- ・青年会議所による泉大津高校への主権者教育の件
いったん白紙。
- ・出前講座は来年1月下旬か2月初旬に中学校の職業講和の中で実施（教育委員会）。
※小津中学校か誠風中学校のいずれかになる見込み

次回会議：6月7日13時半～

(案)

泉大津市議会委員会室及び本会議場の貸出しに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、議会に対する理解を深めていただき、議会がより身近で親しめる開かれた議会を目指すことを目的とした、泉大津市議会委員会室（以下「委員会室」という。）及び泉大津市議会本会議場（以下「本会議場」という。）の施設貸出しについて、円滑かつ適正に利用するため、必要な事項を定める。

(貸出範囲)

第2条 委員会室及び本会議場は、次の各号に該当する場合に貸出しすることができる。

- (1) 対象は、児童・生徒・学生等学校教育に資するものが利用する場合。
- (2) その他泉大津市議会議長（以下「議長」という。）が認めるもの

(貸出日及び貸出時間)

第3条 委員会室の貸出日は、泉大津市の開庁日並びに泉大津市議会の会期中にあつて会議日程のある日及び議会運営上支障のある日を除く日とする。

2 本会議場の貸出日は、開庁日で会期中を除く日とする。

3 委員会室及び本会議場の貸出時間は、午前9時から午後5時までとする。

(使用申請)

第4条 委員会室及び本会議場を使用しようとする者は、使用許可申請書（第1号様式）を使用日の1カ月前までに使用申請書を議長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、教育部長及び使用団体責任者名により行うものとする。

(使用承認)

第5条 議長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、適当と認め、使用を承認したときは、使用承認書を交付するものとする。

(使用承認の変更及び取消し)

第6条 委員会室及び本会議場の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認事項を変更し、又は使用を取りやめようとするときは、直ちに、議長に使用変更・取消届出書を提出しなければならない。

2 議長は、使用承認した後において議会運営上の理由により、使用承認の内容を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 予約した使用目的以外の目的で使用しないこと。
- (2) 転貸しないこと。
- (3) 掲示物を無断で持ち出ししないこと。
- (4) 危険物を持ち込まないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) 予約した使用時間を超過しないこと。(ただし、議長の承認を受けたときは、この限りでない。)
- (7) その他貸出施設の使用について議会事務局職員の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、貸出施設の使用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会室及び本会議場の貸出しに関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この要領は、平成 年 月 日から適用する。

(様式 1 号)

泉大津市議会議場等の使用申請書

年 月 日

泉大津市議会議長 様

住 所

申請者 氏 名

本会議場の使用許可を下記のとおり申請いたします。

使 用 年 月 日	年 月 日 ()
使 用 時 間	午前・午後 時 分～ 時 分
使 用 予 定 人 数	人
使 用 目 的	
必要な設備及び備品	
使 用 責 者 名	住 所 氏 名 TEL
備 考	会議の傍聴を ┌ 承諾する。 └ 承諾しない。

(様式 1号)

泉大津市議会議場等の使用許可書

年 月 日

様

泉大津市議会議長

本会議場等の使用許可を許可いたします。

使 用 年 月 日	年 月 日 ()
使 用 時 間	午前・午後 時 分～ 時 分
使 用 予 定 人 数	人
使 用 目 的	
必要な設備及び備品	
使 用 責 者 名	住 所 氏 名 T E L
備 考	会議の傍聴を 〔 承諾する。 承諾しない。

(様式 1号)

泉大津市議会議場等の使用変更・取消申請書

年 月 日

泉大津市議会議長 様

住 所

申請者 氏 名

本会議場等の使用許可を平成 年 月 日付、で許可を受けましたが、下記のとおり変更・取消いたします。

	申請時 年 月 日 ()
使 用 年 月 日	変更後 年 月 日 ()
	申請時 午前・午後 時 分～ 時 分
使 用 時 間	変更後 午前・午後 時 分～ 時 分
使 用 予 定 人 数	人
使 用 目 的	変更なし 変更内容 ()
必要な設備及び備品	変更なし 変更内容 ()
使 用 責 者 名	住 所 氏 名 T E L
変更・取消の理由	